貸 借 対 照 表

2021年2月28日現在

資産 の		(単位: 千円) 負債および純資産の部	
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	710, 950	流 動 負 債	176, 937
現金及び預金	163, 555	買掛金	58, 212
売 掛 金	210, 106	未 払 金	12, 122
未 収 金	3, 959	未 払 消 費 税 等	20, 778
商品	1,054	未 払 法 人 税 等	415
仕 掛 品	22, 816	未 払 費 用	40, 733
貯 蔵 品	822	預 り 金	7, 262
前 払 費 用	4,840	賞 与 引 当 金	33, 975
その他流動資産	303, 795	役員賞与引当金	2, 240
		リース債務	1, 198
固定資産	251, 040	固定負債	110, 939
有形固定資産	177, 533	退職給付引当金	91, 523
建物	23, 709	役員退職慰労引当金	15, 720
構築物	1,032	リース債務	3, 695
車 両	0	負債の部計	287, 877
備品	17, 530		
土 地	130, 812		
リース資産	4, 449	株 主 資 本	671, 648
無形固定資産	855	資 本 金	40, 000
電話加入権	472	利 益 剰 余 金	631, 648
ソフトウェア	383	利益準備金	10,000
投資その他の資産	72, 651	その他利益剰余金	621, 648
有 価 証 券	4, 598	任意積立金	80,000
出資金	500	繰越利益剰余金	541, 648
その他投資等	22, 116	(内当期純利益)	(57, 109)
繰延税金資産	45, 436	評価・換算差額等	2, 465
		その他有価証券評価差額金	2, 465
		純資産の部計	674, 114
資産の部計	961, 991	負債及び純資産の部 計	961, 991

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 有形固定資產減価償却累計額 280,913千円

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

時価のあるもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・ 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 仕 掛 品・・・ 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 貯 蔵 品・・・ 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・ 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年~50年 構築物 8年~15年 車両運搬具 5年 工具器具備品 8年~15年

無形固定資産・・・ 定額法

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金・・・ 債権の貸倒による損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収

不能見込額を計上しています。

役員賞与引当金・・・ 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当

事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に

基づき計上しております。

役員退職慰労引当金・・・ 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計

上しております。

賞与引当金・・・・ 社員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当

事業年度に見合う分を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。